

1. 銀行勘定調整表

企業では、決算期末に自己の預金残高を銀行に問い合わせ、残高証明書を発行してもらいます。そして、この残高証明書と帳簿上の預金残高とに差異があれば、銀行勘定調整表を作成し、必要に応じて、決算整理仕訳を行います。

本試験で銀行勘定調整表の作成問題自体が出題されることは希ですが、ここでの学習内容は、第1問の仕訳問題や第3問の精算表作成問題の決算整理事項として出題されることがあります。

1-1 企業側で仕訳が必要となる調整

(1) 銀行からの通知が未達の場合

銀行側では既に、預金口座の入出金記録を行っているが、銀行からその通知が未達の状態では、決算日を迎えた場合、企業側でその処理を行う必要があります。

C社振出しの手形が満期日に決済され、50,000円が当座預金口座に入金されていたが、銀行からの通知が未達であった。

(決算修正仕訳)

(借方) 当座預金	50,000	(貸方) 受取手形	50,000
-----------	--------	-----------	--------

銀行からの借入金利息 5,000円が当座預金口座から引き落とされていたが、その通知が未達であった。

(決算修正仕訳)

(借方) 支払利息	5,000	(貸方) 当座預金	5,000
-----------	-------	-----------	-------

銀行からの未達や、当社の誤記入は、銀行の当座預金残高に合わせるための決算整理仕訳が必要なの。



(2) 企業の仕訳に誤記入があった場合

帳簿残高と残高証明書の差額を調査する過程で、仕訳金額の誤記入が判明することがあります。この場合には当然、修正仕訳が必要になります。

D社に対する売掛債権が当座預金口座に入金されたが、6,800円のところ 8,600円と記帳していたことが判明した。

(決算修正仕訳)

(借方)		(貸方)	
------	--	------	--

(3) 未渡小切手

未渡小切手とは、会社の中で小切手は振り出しているが、相手には未渡しとなっている小切手をいいます。未渡小切手については、当座預金残高の増額修正を行う必要があります。

買掛金を決済するために3万円の小切手を振出した場合、次の仕訳を行っているはずですが。

(借方) 買掛金	30,000	(貸方) 当座預金	30,000
----------	--------	-----------	--------

小切手を仕入先に渡すと、仕入先が小切手を銀行に持ち込んで、すぐに当社の当座預金口座から3万円が引き落とされるため、小切手を振出した時点で、このように仕訳する慣行になっていました。ところが、下図のように、振出した小切手が相手に渡されずに、当社の金庫に保管している状態で決算日を迎える場合もあります。



仕入先にまだ小切手を渡していないわけですから、この時点で決算日を迎えたのであれば、先程の仕訳を取り消す必要があります。

(決算修正仕訳)

(借方)		(貸方)	
------	--	------	--

まだ、小切手を相手に渡してないので、当座預金勘定の金額を減らしてはいけなかったの。



未渡小切手が出題された場合には、会社内部で小切手を振出したときに行った仕訳の逆仕訳を解答するのが原則です。しかし、次のような例外に留意する必要があります。

P社に広告宣伝を行ってもらい、代金30,000円は小切手を振出した。

(借方) 広告宣伝費	30,000	(貸方) 当座預金	30,000
------------	--------	-----------	--------

この場合、小切手が未渡しの状態で決算日を迎えたとしても、広告宣伝費は発生しているわけですから、広告宣伝費は取り消さず、次のような仕訳を行います。

(決算修正仕訳)

(借方)		(貸方)	
------	--	------	--

1-2 企業側で仕訳が必要とならない調整

(1) 未取付小切手

未取付小切手とは、取引先に小切手を振り出したが、取引先が銀行に取立依頼を行っていない小切手をいいます。



買掛金を決済するために 4 万円の小切手を振出した場合、次の仕訳を行っているはずですが。

(借方) 買掛金	40,000	(貸方) 当座預金	40,000
----------	--------	-----------	--------

仕入先は銀行に取立依頼していないため、当社の銀行口座から 40,000円は引き落とされていますが、帳簿上は小切手を振り出した時点で当座預金勘定を 40,000円を減額しています。

従って、未取付小切手があると、その分だけ、帳簿上の残高は、残高証明書よりも少なくなってしまう。ただし、この差異は、翌期に仕入先が銀行に取立依頼することで自動的に解消されます。そこで、会計では、企業の帳簿残高と残高証明書の金額が不一致になりますが、修正仕訳は行わず放置することになっています。

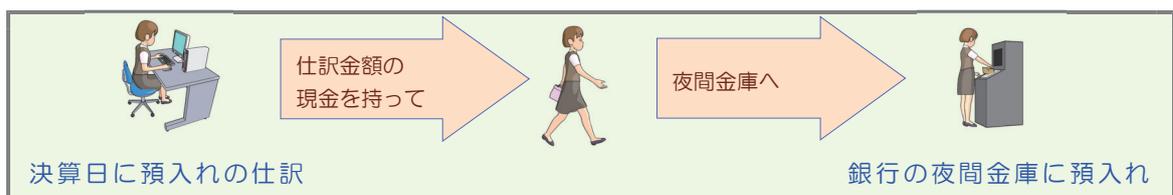
(決算修正仕訳)

小切手を相手に渡した時点で、帳簿上の当座預金を減らすのが会計的には正解よ。



(2) 時間外預入れ

時間外預入れとは、銀行の営業時間外に夜間金庫などに現金を預け入れることをいいます。



決算日に手元現金 25,000円の当座預金への振替仕訳を行い、同額を夜間金庫に預け入れた。

(借方) 当座預金	25,000	(貸方) 現金	25,000
-----------	--------	---------	--------

企業側では銀行への預け入れの仕訳を行っていますが、銀行が入金を確認して預金口座に反映するのは翌日になるため、銀行が発行する残高証明書にはこの預入れは反映されません。つまり、決算日に時間外預入れを行うと、企業側の帳簿残高が残高証明書の金額よりも必ず多くなります。しかしこの差異は、決算日の翌日に銀行が預金残高にこの預入れを反映させることで自動的に解消されます。そこで、会計では、企業の帳簿残高と残高証明書の金額が不一致になりますが、修正仕訳は行わず放置することになっています。

(決算修正仕訳)

設例1 銀行勘定調整表

当社の決算日における当座預金勘定残高は868,800円であったのに対し、同日の銀行残高証明書残高は957,000円であった。そこで、以下の資料に基づき、銀行勘定調整表を作成しなさい。

1. C社振出しの手形が満期日に決済され、50,000円が当座預金口座に入金されていたが、銀行からの通知が未達であった。
2. 銀行からの借入金利息 5,000円が当座預金口座から引き落とされていたが、その通知が未達であった。
3. 商品の仕入債務 30,000円を小切手を振り出したが、これが仕入先に未渡しであった。
4. D社に対する売掛債権が当座預金口座に入金されたが、6,800円のところ 8,600円と記帳していたことが判明した。
5. 商品の仕入債務 40,000円を小切手を振り出して支払ったが、これが未取立となっていた。
6. 決算日に手元現金 25,000円の当座預金への振替仕訳を行い、同額を夜間金庫に預け入れた。

1. 銀行からの通知が未達の取引については、次の決算修正仕訳を行う。

(借方)		(貸方)	
------	--	------	--

2. 銀行からの通知が未達の取引については、次の決算修正仕訳を行う。

(借方)		(貸方)	
------	--	------	--

3. 未渡小切手については、当座預金勘定を減少させた仕訳の取消しを行う。

(借方)		(貸方)	
------	--	------	--

4. 当社の誤記入については、修正仕訳を行う。

(借方)		(貸方)	
------	--	------	--

5. 未取付小切手については、翌期に仕入先が取立依頼することでその差異が自動的に解消されるため、当社の当座預金勘定の修正は不要である。そこで、銀行残高証明書の金額を引落後の残高に修正する。

6. 時間外預入れについても、当社は決算日中に銀行に預け入れているので、当社の当座預金勘定を修正する必要はなく、銀行残高証明書の金額を預入れ後の残高に修正する。

銀行勘定調整表

	当座預金勘定残高		銀行残高証明書残高
3月31日残高	868,800		957,000
手形決済未達	50,000	時間外預入れ	25,000
未渡小切手	30,000		
計	948,800		982,000
支払利息引落未達	5,000	未取付小切手	40,000
売掛金誤記入	1,800		
調整後残高	942,000		942,000

会計上は、夜間金庫に預けたら、預金増だし、小切手を渡したら、預金減だよ。



2. 純資産の部

諸 資 産	諸 負 債		株主からの払込み を源泉とする部分	
	資 本 金			
	資本剰余金	資本準備金		会社の儲けを 源泉とする部分
		その他資本剰余金		
	利益剰余金	利益準備金		
	その他	任意積立金		
利益剰余金	繰越利益剰余金			

日商2級の範囲で「純資産の部」が関係する取引は限定的です。本章で紹介する取引の仕訳を頭に入れておけば、十分です。

2-1 設立又は新株の発行に際して、「資本金」に計上すべき金額

原則 資本金 = 株主が払込又は給付をした財産の額

容認 払込金額のうち、2分の1を超えない金額は資本金に計上しないことができる。

→ 会社法に規定する資本金の「最低限度額」が払込金額の2分の1

→ 資本金とされなかった金額は、「資本準備金」として計上する。

設例2 設立・新株発行

F I N株式会社は、会社設立に際し、@50,000円の株式を60株発行し、全額の払込みを受け、当座預金とした。その際に行うべき仕訳を次の各場合について答えなさい。

(ケース1) 資本金を株主が払い込んだ金額と同額とする場合

(ケース2) 資本金を会社法が規定する最低限度額とする場合

(ケース1)	(借方) 当座預金	3,000,000	(貸方) 資本金	3,000,000
--------	-----------	-----------	----------	-----------

(ケース2)	(借方)		(貸方)	
--------	------	--	------	--

※ 設立後に、@50,000円の株式を60株発行する場合も上記と同じ仕訳になります。ただし、以下のように、新株発行のプロセスが仕訳問題とされる場合もあります。

(1) 取締役会決議により@5万円の株式を60株募集し、65株分の申込みを受け、全額別段預金とした。

(申込日)	(借方) 別段預金	3,250,000	(貸方) 株式申込証拠金	3,250,000
-------	-----------	-----------	--------------	-----------

(2) 割当日に5株分の申込金を返還した。

(割当日)	(借方) 株式申込証拠金	250,000	(貸方) 別段預金	250,000
-------	--------------	---------	-----------	---------

(3) 払込日が到来し、払込金の全額を資本金に組み入れた。

(払込日)	(借方) 株式申込証拠金	3,000,000	(貸方) 資本金	3,000,000
	当座預金	3,000,000	別段預金	3,000,000

2-2 剰余金の配当

株式会社は、株主総会決議によって、いつでも株主へ「剰余金の配当」を行うことができます。この剰余金の配当は、「その他資本剰余金」か「繰越利益剰余金」を財源にして行われますが、2級では「繰越利益剰余金」を財源とする剰余金の配当について学習します。

(1) 繰越利益剰余金

3級では、個人商店を前提に、損益勘定の貸借差額を「資本金」勘定に振り替えました。株式会社では、損益勘定の貸借差額を「繰越利益剰余金」勘定に振り替えます。

(個人商店)



(株式会社)



(2) 繰越利益剰余金の処理

貸方項目である繰越利益剰余金を財源として、剰余金の配当や任意積立金の積立てを行った場合には、たとえば、次のような仕訳を行います。

(借方) 繰越利益剰余金	xxx	(貸方) 未払配当金	xxx
		利益準備金	xxx
		配当平均積立金	xxx
		別途積立金	xxx

(注1) 2級では、利益剰余金を源泉とする配当について学習します。この場合、財産的基盤を強化するために、配当により減少する剰余金の10分の1を「利益準備金」として積立てなければなりません。

(注2) 利益準備金の積立は、準備金の金額が資本金の4分の1に達するまででよい。

(注3) 配当平均積立金は、每期一定の配当水準を維持するために積み立てた任意積立金をいう。

(注4) 別途積立金は、特定の目的を持たない任意積立金をいう。

設例3 繰越利益剰余金の処理

次の取引の仕訳を行いなさい。(当期末：平成×7年3月31日)

- 平成×6年度の当期純利益は、800,000円であり、これを繰越利益剰余金へ振替えた。
- 平成×7年5月22日の株主総会で、繰越利益剰余金を財源とする配当等が次のように決定された。なお、株主総会直前の資本金は3,000,000円、資本準備金は400,000円、利益準備金は300,000円であった。

配当金： 600,000円 利益準備金： 会社法が規定する積立額
 別途積立金： 40,000円

- 株主に対し、平成×7年6月1日に配当を当座預金口座から支払った。

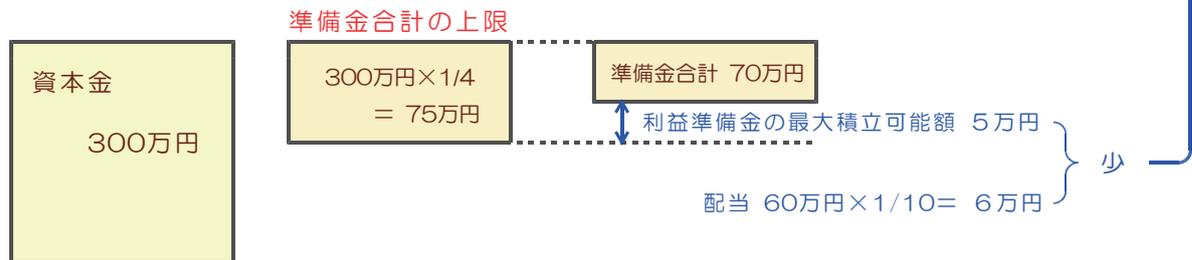
- 平成×7年3月31日

(借方)		(貸方)	
------	--	------	--

- 平成×7年5月22日

(借方)		(貸方)	

配当金額600,000円の1/10である60,000円を利益準備金として積立てる必要がある。ただし、準備金合計の積立上限は、資本金3,000,000円×1/4=750,000円までなので、60,000円積立てると、準備金合計が700,000円+60,000円=760,000円となり、10,000円オーバーしてしまう。そこで、今回の利益準備金の積立額は50,000円と計算される。



- 平成×7年6月1日

(借方) 未払配当金	600,000	(貸方) 当座預金	600,000
------------	---------	-----------	---------

設例4 繰越利益剰余金の処理

次の取引の仕訳を行いなさい。(当期末：平成×7年3月31日)

- 平成×6年度の当期純損失は、800,000円であり、これを繰越利益剰余金へ振替えた。
- 平成×7年5月22日の株主総会で、新築積立金40,000円と別途積立金160,000円を取崩して、繰越利益剰余金へ振替えることが決定した。

- 平成×7年3月31日

(借方)		(貸方)	
------	--	------	--

- 平成×7年5月22日

(借方)		(貸方)	

3. 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書とは、純資産の各項目の残高とその変動について記載した財務諸表です。

① 剰余金の配当

繰越利益剰余金	990	未払配当金	900
		利益準備金	90

2級では、左の仕訳を株主資本変動計算書に記載できるようにしておけば良いでしょう。

② 新株発行による増資

当座預金	500	資本金	250
		資本準備金	250

③ 圧縮積立金の積立

繰越利益剰余金	500	圧縮積立金	500
---------	-----	-------	-----

④ 吸収合併

諸資産	5,400	諸負債	5,000
のれん	200	資本金	400
		資本準備金	200

⑤ その他有価証券の期末評価（全部純資産直入法）

その他の有価証券評価差額金	230	その他有価証券	230
---------------	-----	---------	-----

⑥ 当期純利益の計上

損益	2,270	繰越利益剰余金	2,270
----	-------	---------	-------

株主資本等変動計算書

平成×6年4月1日～平成×7年3月31日

	株 主 資 本								評価換算差額	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 圧縮積立金	繰越利益剰余金 合計				
当期首残高	4,000	500	200	700	400		1,600	2,000	6,700		6,700
当期変動額											
新株の発行											
剰余金配当											
圧縮積立金積立											
吸収合併											
当期純利益											
株主資本以外 の当期変動額											
当期変動額合計	650	450		450	90	500	780	1,370	2,470	△230	2,240
当期末残高	4,650	950	200	1,150	490	500	2,380	3,370	9,170	△230	8,940

B/S（期首）

資本金	4,000
資本準備金	500
その他資本剰余金	200
利益準備金	400
圧縮積立金	0
繰越利益剰余金	1,600
その他有価証券評価差額金	0

B/S（期末）

		+ 650		資本金	4,650
		+ 450		資本準備金	950
				その他資本剰余金	200
		+ 90		利益準備金	490
		+ 500		圧縮積立金	500
		+ 780		繰越利益剰余金	2,380
		△ 230		その他有価証券評価差額金	△ 230